

令和5年度 第7回千歳市地域公共交通活性化協議会 議事録

日 時 令和6年2月16日(金) 13時30分～14時30分
会 場 千歳市総合福祉センター 402号室
出席者 品田会長、大和委員、早野委員、鈴木委員、高本委員、吉田委員、五十嵐委員、
藤村委員、藤本委員、浜委員、山北委員、木滑委員、二ツ屋委員、立田委員、
斉藤委員、経亀委員、杉浦委員、池田委員(代理:木村様)、中山委員、岩佐委員、
若生委員
欠席委員 小林副会長、今委員、池下委員、京野委員、橋本委員
事務局 米澤企画部次長 交通政策課 倉重課長、遠藤係長、木津主事
傍聴者 3名(随行者:千歳相互観光バス株式会社社長都営業所長、本社営業所副所長、
道南バス株式会社札幌営業所副所長、)
報 道 2名 北海道新聞社 読売新聞

【次 第】

- 1 開 会
- 2 報告事項
- 3 協議事項
- 4 その他
- 5 閉 会

【協議結果】

- ・報告事項(1)について、承認された。
- ・協議事項(1)について、承認された。

【会議要旨】

報告事項

- (1) 路線バスの利用状況
(事務局より資料1に基づき説明)

(会長)

「路線バスの利用状況」についての報告があったが、ご意見、ご質問があれば発言願いたい。

特になければ、「路線バスの利用状況」については、報告済みとしてよろしいか。

(一同:意義なし。)

協議事項

(1) 自動運転バス、AI オンデマンド交通の実証実験 (事務局より資料2に基づき説明)

(会長)

「自動運転バス、AI オンデマンド交通の実証実験」についての報告があったが、ご意見、ご質問があれば発言願いたい。

(委員)

AI オンデマンド交通の予約方法は電話であるものかと考えるが、予約の完了についてはどのような想定をしているのか。

(事務局)

予約方法について、システムのメーカーによってさまざまな方法があるが、共通して言えることは、コールセンターを設けて電話で予約を受ける方法、アプリ等を通して予約する方法があり、電話では、コールセンターとのやり取りが完了した時点、またアプリ等では、画面に申し込み完了の表示が出た時点で予約が完了したものとする。

(委員)

向陽台の利用者は高齢者でスマートフォンを持っていない方が多いことが考えられるが、どのような方法で利用すればよいのか。

(事務局)

スマートフォンを持っていない方について、まずは前段のとおり電話予約を想定している。将来的には、なるべくコールセンターの費用をかけず、アプリ等での予約数を増やしていきたいと考えていることから、利用説明会等を実施し、スマートフォンでの予約方法についてサポートを行っていく。

(会長)

他に意見、ご質問があれば発言願いたい。(特になし)

特になければ、「自動運転バス、AI オンデマンド交通の実証実験」については、協議済みとしてよろしいか。

(一同：意義なし。)

その他

(1) バス停へのベンチの設置

(事務局よりに基づき説明)

(会長)

「バス停へのベンチの設置」についての報告があったが、ご意見、ご質問があれば発言願いたい。

(委員)

バス停にベンチを設置するということであるが、過去にベンチが腐食し足が折れ利用者が怪我をされた例があることから、安全面での対策を検討してほしい。

(事務局)

事故などの安全面での対策については、入念に検討する。

(委員)

設置に当たり取得する「占用許可」や撤去の際に提出する「完了届」については、毎年提出する必要があるのか。また、「占用許可」「完了届」についても都度警察に届け出をする必要があるのかについて伺いたい。

なお、この手続きについて、理解している方は少ないと考えるため手引き等を作成してほしい。

(事務局)

基本的に、道路占用許可については完了のたびに提出する必要があるが、都度手続きが必要になるかについては担当課と協議をする。また、手引きやその他サポート等についても内容を今後詰めていく。

(委員)

市が主体であれば占用料については、無料となるが、地域団体に設置する場合には、有料になるのか。

(委員)

市が主体であれば無料となる。

(事務局)

地域団体の占用料についても担当課と協議する。

(委員)

ベンチの設置については、町内会ごとに設置の意思があれば設置の申請をするということによろしいか。また、ベンチを撤去する際の保管は、どのようにするのか。

(事務局)

そのとおりである。ベンチの保管については、各町内会で管理をお願いする。

(委員)

ベンチの設置のサポートをするということであるが、高齢者にとっては申請が手間となり非常にやさしくない制度であると考ええる。例えば、電話1本で申請が完了するというようなことはできないのか。また、ベンチの購入費用は各町内会の負担ということであるが、購入費用に対して市から補助などは出ないのか。

(事務局)

申請等の手続きについては、必要であるため電話1本で申請を完了することはできない。申請が地域の方の負担とならないよう市が最大限申請のサポートを行う。

補助については、慎重な検討が必要である。

(委員)

対象を町内会の中で連合会に加盟する町内会にした理由はあるのか。

(事務局)

維持管理や公共の観点から町内会などの団体であれば適切な維持管理を行うことができるかと判断し、対象を連合会に加盟する町内会とした。

(委員)

町内会が設置したごみステーションを町内会に加盟していない方が利用していると住民間でトラブルとなるように、ベンチを設置するとすべての利用者の方が利用できることになるが、ごみステーションの問題と同様にトラブルにならないかを懸念しており、トラブルを生まないためには公共の観点から市から補助金を出すといったことも検討する必要があると考える。

(事務局)

設置するベンチについては、公共の観点から誰もが使えるということを町内会の皆さまには、ご理解いただきたい。

補助金については、前段のとおりである。

(委員)

地域によっては、既存のものでなく、自作のベンチを設置するという町内会も出てくると考えられ、その場合安全面で不安が残るが、ベンチの規格にどのようなものを想定しているのか。

(事務局)

各設置場所の道路の構造によって設置できるベンチの規格が変わってくるため、どのような規格のものを設置できるかについて市に相談していただきたい。

(会長)

他に意見、ご質問があれば発言願いたい。(特になし)

特になければ、「バス停へのベンチの設置」については、協議済みとしてよろしいか。

(一同：意義なし。)

(会長)

本日の協議は以上であるが、全体を通してご意見、ご質問があれば発言願いたい。

(特になし)

(委員)

現在、向陽台の2か所のバス停にシェルターが設置されており、市内のバス停でも設置が進んでいるが、どのような基準のもと設置されているのか。また、このシェルターは市内にどの程度設置することを計画しているのか。

(事務局)

現在、全市的にバス停のシェルターを設置しているが、設置の目的としては航空機の墜落災害が発生した際に、避難する住民を避難所に搬送するために市で購入し市バス事業者に貸与している避難用車両バスを使用することとしており、その際の乗降場所としてシェルターを使用するものである。

設置基準・計画については、住民の方が歩いてバス停まで向かうことができる距離に23箇所設置を計画しており、向陽台については、残り2か所設置する。

(浜委員)

このような内容を知っていると災害の際に、避難する手段として活用することができるため、シェルターや避難用車両について広報等で周知を図ってほしい。

(会長)

他に意見、ご質問があれば発言願いたい。(特になし)
それでは、事務局に進行をお返しする。

(事務局)

次回の開催につきましては、大変急ではあるが、3月4日に開催を予定している。
お手元に次回の開催案内及び出欠票を配付しているのので、スケジュールを確認いただき、ご回答をお願いします。
以上をもって、本日の会議を終了する。

以 上